

○千葉県財務規則

改正案	現行
<p>(長期継続契約)</p> <p>第百四条 契約担当者は、翌年度以降にわたり、次の各号に掲げる契約を締結することができる。</p> <p>一 <u>電気の供給を受ける契約</u></p> <p>二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者が供給するガスの<u>供給を受ける契約</u></p> <p>三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者が供給する水の<u>供給を受ける契約</u></p> <p>四 電気通信事業法（昭和三十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が提供する電気通信役務（知事の定めるものを除く。） <u>の提供を受ける契約</u></p> <p><u>五 不動産を借りる契約</u></p> <p>2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成二十三年千葉県条例第一号。以下この項及び次項において「条例」という。）第一号に規定する規則等で定める契約は、次の各号に掲げる契約とする。</p> <p>一 事務用機器、業務用機器等の借入に係る契約</p> <p>二 車両、船舶等の借入に係る契約</p> <p>三 前各号に掲げるもののほか、物品の借入に係る契約であつて、知事が適当と認めたもの</p> <p>3 条例第二号に規定する規則等で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>一 庁舎その他の県が管理する施設に係る清掃業務、警備業務又は設備の保守管理業務の委託に係る契約</p> <p>二 情報処理業務の委託に係る契約</p> <p>三 事務用機器、業務用機器等の保守点検業務の委託に係る契約</p> <p>四 機械警備業務その他の業務を遂行するために必要な機器等を備え、かつ、使用する業務であつて、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるものの委託に係る契約</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、役務の提供を受ける契約であつて、知事が適当と認めたもの</p>	<p>(長期継続契約)</p> <p>第百四条 契約担当者は、翌年度以降にわたり、次の各号に掲げる<u>電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約</u>を締結することができる。</p> <p>一 <u>電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者が供給する電気</u></p> <p>二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者が供給するガス</p> <p>三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者が供給する水</p> <p>四 電気通信事業法（昭和三十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が提供する電気通信役務（知事の定めるものを除く。）</p> <p>2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成二十三年千葉県条例第一号。以下この項及び次項において「条例」という。）第一号に規定する規則等で定める契約は、次の各号に掲げる契約とする。</p> <p>一 事務用機器、業務用機器等の借入に係る契約</p> <p>二 車両、船舶等の借入に係る契約</p> <p>三 前各号に掲げるもののほか、物品の借入に係る契約であつて、知事が適当と認めたもの</p> <p>3 条例第二号に規定する規則等で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>一 庁舎その他の県が管理する施設に係る清掃業務、警備業務又は設備の保守管理業務の委託に係る契約</p> <p>二 情報処理業務の委託に係る契約</p> <p>三 事務用機器、業務用機器等の保守点検業務の委託に係る契約</p> <p>四 機械警備業務その他の業務を遂行するために必要な機器等を備え、かつ、使用する業務であつて、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるものの委託に係る契約</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、役務の提供を受ける契約であつて、知事が適当と認めたもの</p>

<p>4 前二項に規定する契約に係る物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける期間は、第二項各号並びに前項第三号及び第四号に掲げる契約にあつては当該契約に係る物品等の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）以内とし、同項第一号、第二号及び第五号に掲げる契約にあつては三年以内とする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p>	<p>4 前二項に規定する契約に係る物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける期間は、第二項各号並びに前項第三号及び第四号に掲げる契約にあつては当該契約に係る物品等の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）以内とし、同項第一号、第二号及び第五号に掲げる契約にあつては三年以内とする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p>
---	---